

「個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルールの一部を
改正する告示(案)」に関する意見募集結果

番号	枝番	寄せられたご意見	ご意見に対する考え方
1		<p>海外(この場合はEU圏内+英国)から移民した外国人に対しての話だともう のですけれども、例えばアランなら亜乱や亜欄などに変えるという話だと思 うのですけれども、そのすべての人が名前を変える必要があるのか。その 変更を任意にしてはどうでしょうか。</p> <p>(理由)</p> <p>自分の名前を変えたくないと思う人もいると思うから、です。よろしく おねがいします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本案(仮名加工情報に係る補完的ルール案をいう。以下同じ。)は、EU 又は英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報を加工して 得られた仮名加工情報の取扱いに関するものであり、御意見は、本意見 募集の対象外と考えます。</p>

番号	枝番	寄せられたご意見	ご意見に対する考え方
2		<p>ありがとうございます。</p> <p>所謂、日本と西欧社会と各国が、同じ価値観を共有するという前提に立ったものかと思われるが、個人情報の保護についての価値観の共有については、全く異なる文化背景や地理的条件及び、歴史背景、様々な違いを踏まえた上での情報共有に至った過程について、たいへん強い関心を持っている。</p> <p>今回の情報共有の中身については関心が強い。 つまり、具体的に、どのような個人情報を共有したいのか、その個人情報4要件という様な、基礎的条件の共有なのか、何なのかということです。</p> <p>加えて、広く公に、パブリックコメントを募りたいという意志があるのであれば、各都道府県や、各市町村の協力を得て、積極的な周知活動が必要ではないか。</p> <p>全く意見がないというのは、民主国家としては、あまり他に例を見ないのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本案は、日 EU 間の相互認証に係る共同レビューにおいて、令和2年改正法により導入された仮名加工情報の制度について、これに相当する制度が EU 及び英国に存在しないことを踏まえて策定されたものです。本案に沿って、具体的にどのような個人情報を EU 又は英国域内から入手するかについては、各事案によって様々であると考えられます。</p> <p>今回の意見募集は、行政手続法が定めるパブリック・コメント制度（意見公募手続）によって、事前に、広く一般から意見を募っているものです。</p>
3	3-1	<p>現行の補完的ルールにおける用語の平仄を考えると、「EU又は英国域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報を」は「EU又は英国域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データを」とすべきはないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>仮名加工情報は、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように「個人情報」を加工して得られる個人に関する情報であり、現状の用語が適切であると考えます。</p>

番号	枝番	寄せられたご意見	ご意見に対する考え方
	3-2	<p>令和 2 年改正にて個人関連情報が新設されましたが、個人データを仮名化 (pseudonymisation) した形態で充分性認定に基づき EU から日本に移転した場合において、移転先の日本の事業者にとって受領した当該データから特定の個人を識別することができず、容易照合性もなく、個人識別符号も含まれていなければ、当該事業者は当該データを個人関連情報として取扱えば良いでしょうか。それとも日本法における個人データとして取扱う必要がありますか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>EU 又は英国域内から情報の提供を受けた場合に、当該事業者において当該情報が「個人情報」に該当するかは、法第 2 条第 1 項に従って判断されます。すなわち、当該事業者において、当該情報が、生存する個人に関する情報であって、①当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）、又は、②個人識別符号が含まれるものに該当する場合は、当該情報は「個人情報」に該当します。</p> <p>なお、個人情報に該当しない場合であっても、「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」に該当する場合には、個人関連情報に該当します。</p>
4		<p>保管的ルール改正(案)(4) 仮名加工情報(法第 2 条第 5 項・法第 16 条第 5 項・法第 41 条関係)における解説に記載がある、「統計調査」の定義について、貴委員会ガイドライン等における統計情報の定義「複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られるデータであり、集団の傾向又は性質などを数量的に把握するもの」との違いが分かるように、それぞれご教示ください。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本案では、「統計目的」とは、統計調査のため又はその他の統計結果を作成するためのあらゆる処理であると定義しています。</p> <p>他方、「統計情報」とは、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られるデータを意味します。統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、法における「個人に関する情報」に該当するものではないため、法の規制の対象外となります。</p>

番号	枝番	寄せられたご意見	ご意見に対する考え方
5		<p>保管的ルールの改正（案）(4) 仮名加工情報（法第 2 条第 5 項・法第 16 条第 5 項・法第 41 条関係）における解説に記載がある、「統計結果」の定義について、貴委員会ガイドライン等における統計情報の定義「複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られるデータであり、集団の傾向又は性質などを数量的に把握するもの」との違いが分かるように、それぞれご教示ください。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本案では、「統計目的」とは、統計調査のため又はその他の統計結果を作成するためのあらゆる処理であると定義しつつ、作成された「統計結果」は集計データであると規定しています。</p> <p>他方、「統計情報」とは、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られるデータであり、集団の傾向又は性質などを数量的に把握するものを意味します。統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、法における「個人に関する情報」に該当するものではないため、法の規制の対象外となります。</p>
6		<p>保管的ルールの改正（案）(4) 仮名加工情報（法第 2 条第 5 項・法第 16 条第 5 項・法第 41 条関係）における解説に記載がある、「集計データ」の定義について、貴委員会ガイドライン等における統計情報の定義「複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られるデータであり、集団の傾向又は性質などを数量的に把握するもの」との違いが分かるように、それぞれご教示ください。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本案では、「統計目的」とは、統計調査のため又はその他の統計結果を作成するためのあらゆる処理であると定義しつつ、作成された「統計結果」は集計データであると規定しています。</p> <p>他方、「統計情報」とは、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られるデータであり、集団の傾向又は性質などを数量的に把握するものを意味します。統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、法における「個人に関する情報」に該当するものではないため、法の規制の対象外となります。</p>

番号	枝番	寄せられたご意見	ご意見に対する考え方
7		<p>保管的ルールの改正（案）(4) 仮名加工情報（法第 2 条第 5 項・法第 16 条第 5 項・法第 41 条関係）における解説に記載がある、「特定の個人に関する措置又は決定を裏付けるため」について、EU 一般データ保護規則 89 条 1 における「公共の利益における保管の目的、科学調査若しくは歴史調査の目的又は統計の目的のための取扱い」はこれに当たらないという理解で良いでしょうか。</p> <p>また、EU 一般データ保護規則 89 条 1 における「公共の利益における（中略）統計の目的のための取扱い」に当たらない場合で、「特定の個人に関する措置又は決定を裏付けるため」の利用に当たらない場合はあるのでしょうか。あるのであれば、具体例を教えてください。</p> <p>EU の法規制にも関連しますが、EU 及び英国から十分制認定により移転を受けた個人データの取扱いに関するパブリックコメントですので、EU 一般データ保護規則との整合的な理解のためにも、ご回答をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本案は、EU 又は英国域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報を加工して得られた仮名加工情報の取扱いに関するものであり、本意見募集の対象外と考えます。</p>

番号	枝番	寄せられたご意見	ご意見に対する考え方
8	8-1	<p>「十分性認定」の解釈に、「4年間のサンセット条約」の有効期限を記載した方がよいと考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>十分性認定については、「2022年4月 JETRO 英国一般データ保護規則(UK GDPR)実務ハンドブック」P49を参照したが、「欧州委員会による英国の十分性認定には、4年間のサンセット条約(4年間経過すると更新がないかぎりは無効とする条項)が含まれており、2025年6月27日が有効期限とされている。」と記載されております。</p> <p>日本の匿名加工情報は、主に外部提供を目的として作成されることが多いとすると、仮名加工情報は内部利用を目的として作成され第三者提供を原則禁止しています。</p> <p>また、CookieID やメールアドレスに紐づいた個人関連情報の日本国内での取り扱いを考える必要があります。</p> <p>外国から日本に提供される仮名加工情報については、当該 仮名加工情報を、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 個人情報でない仮名加工情報(統計目的を含む) (2) 個人情報である仮名加工情報(単体で個人データとなるもの。(1)以外) <p>に分けることができ、その利用制限については、</p> <p>「個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに関するQ&A(令和4年5月26日更新)」Q14-1とQ14-2を参照する必要があると考えます。</p> <p>そのため、</p> <p>英国から日本への個人データの移転に間接的に関わりがあると考えますので、目次 凡例に、上記太字内容を追記補足したほうが良いと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本案は、個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関するものであり、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。</p>

番号	枝番	寄せられたご意見	ご意見に対する考え方
	8-2	<p>「加えて、当該仮名加工情報は統計目的のために取り扱われることとする。」に下記文書内容を追記補足しては如何でしょうか。</p> <p>加えて、法42条より、仮名加工事業者による仮名加工情報の第三者提供は「第三者に提供してはならない」と規定されている。しかし、当該 仮名加工情報は、統計目的のみ第三者に提供して取り扱うことができる。</p> <p>この場合、統計目的とは、統計調査の為、又は、その他の統計結果を作成するためのあらゆる処理を意味し、それにより作成された集計結果は集計データであり、特定の個人に関する措置又は決定を裏付けるために、又は他の情報と突合して個人データとして利用又は復元等の取扱いを行ってはならない。</p> <p>尚、仮名加工事業者による統計の集計表作成を目的とする仮名加工情報の外国を含む第三者提供が行われた場合、提供される役務の第三者提供に係る記録の作成等と記録の保存は法29条に該当しないこととなる。</p> <p>(理由)</p> <p>我が国の仮名加工情報について、「個人情報に関する法律についてのガイドラインに関するQ&A(令和4年5月26日更新)」Q7-1～58(第三者提供)、Q8-1～13(個人関連情報)、Q14-1～21(仮名加工情報)を参照しました。UK GDPRにおいてICOによる十分性認定を受けた仮名加工情報について、その仮名加工情報が英国国内に拠点のある適用か、英国国内に拠点のない適用となるのかが問われることとなると考えました。上記文章の補足により、我が国の第三者提供に該当するかどうかを明確化すると考えます。</p> <p>(参照：2022年JETRO「英国一般データ保護規則 UK GDPR」実務ハンドブック</p> <p>P6 表1：UK) GDPR の適用関係/表2：UK GDPR の英国国外の組織への適用関係)</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>仮名加工情報取扱事業者は、法令に基づく場合を除き、仮名加工情報を第三者へ提供してはならない(法第41条6項及び法42条1項)と規定されています。</p> <p>本案では、仮名加工情報は、法第41条に基づき取り扱われる必要があることに加え、その利用目的は統計目的に限定されます。よって、当該仮名加工情報を統計目的で利用する場合であっても、仮名加工情報自体の第三者への提供は禁止されることとなります。</p> <p>したがって、提案されている一文の追加は適切ではないと考えます。</p>

番号	枝番	寄せられたご意見	ご意見に対する考え方
9		<p>「特定の個人に関する…」とは当該仮名加工情報に含まれる特定の個人に関する措置又は決定を裏付けるために利用することは許されないが、当該仮名加工情報を集計・解析した結果を、当該仮名加工情報に含まれない「特定の個人」に当てはめて（そのための同意は取得した上で）、措置又は決定を裏付けるために利用することは許されるという理解で正しいでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本案は、EU 又は英国域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報を加工して得られた仮名加工情報自体の取扱いについて定めたものです。</p>
10		<p>「当該仮名加工情報は統計目的のためにのみ取り扱われることとする。」との記載の後ろに、「仮名加工情報として取り扱うことを意図しない個人情報または個人データについては、「本ルール」の別の規定に基づき取り扱うこととする。」との記載を追記するのが適当ではないかと思料する。」</p> <p>(理由)</p> <p>「告示案第 5 頁は、英国又は EU 域内から個人情報等を受領した後、仮名加工情報に加工して利用することを念頭に置いているものと拝察する。EU 又は英国在住者の個人情報を仮名加工情報として利用しない場合は、「個人情報の保護に係る EU 及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」が適用されることを明記し、個人情報取扱事業者との関係で、越境移転により受領した個人情報に関する義務の範囲を明確化する必要があると考えたため。」</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本案は、EU 又は英国域内から十分性認定に基づき提供された個人情報を加工して得られた仮名加工情報の取扱いに関するものです。EU 又は英国域内から十分性認定に基づき提供された個人情報について、仮名加工情報を作成しないのであれば、仮名加工情報の取扱いにかかる補完的ルールが適用されないことは明らかであり、御意見の追記は特に必要ではないと考えます。</p>

番号	枝番	寄せられたご意見	ご意見に対する考え方
11		<p>仮名加工情報に係る補完的ルール（案）の上記の文言については、EU 一般データ保護規則（GDPR）と統合的なものと理解し、「統計データ」をベンチマーク対象として利用することを妨げるものでないと理解し、その前提で支持する。</p> <p>（理由） 仮名加工情報をもとに統計値（該当代の血圧平均値）を作成し、ベンチマークデータ（比較対象）として、別途測定した個人の血圧値と比較して特定の個人に関する措置又は決定を判断することに関し、統計値の利用そのものは個人の権利利益に影響がない（当該措置又は決定についての規律で足りる）ものであって、今般の仮名加工情報に係る補完的ルール（案）の上記の文言についても、そのような理解と統合的である限りにおいて同案を支持する。</p> <p>（補足） GDPR 前文（162）は、統計目的のために処理された個人データは、集計によって匿名化されるまで（すなわち、統計処理操作による「結果」が達成されるまで）個人データのままであることを明確にすることのみを意図していると考えられる。このことは、第 29 条作業部会（WP29）が、個人データの匿名化処理につき、法的根拠を必要とする「更なる処理」の一例とみなしていたことから、データ保護指令（DPD）の適用範囲に関する WP29 の見解と一致する。</p> <p>つまり、GDPR 前文（162）にある次の文言「統計の目的とは、統計の目的による取扱いの結果が、個人データではなく、集約されたデータであること、そして、その結果又は個人データが特定の自然人に関する措置又は決定を支援する際に用いられるものではないことを意味する」は、あくまでも統計目的とは何か、その要件に関し説明しているのであって、統計結果が特定の個人に関する措置又は決定を裏付けるために一切利用してはならないことまでは述べていない。</p> <p>なお、「補完的ルールの改正（案）に関する意見募集について」によれば、令和</p>	<p>本案は、EU 又は英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報を加工して得られた仮名加工情報自体の取扱いについて定めたものです。</p>

番号	枝番	寄せられたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>3（2021）年に日 EU 双方が相互認証枠組みのレビュープロセスを開始して以降、日 EU 間（及び日英間）の実務レベルによる累次の協議が順調に進んでおり、残存する論点は仮名加工情報に係るもののみとなっているとの事で、当該進捗を歓迎する。</p> <p>日 EU の相互認証枠組みが今後も維持継続されることが、日 EU 間の個人データの越境移転に係る事業者負担の軽減のためにも必要不可欠であり、ひいては日本政府が 2019 年 1 月のダボス会議及び同年 6 月の G20 大阪サミットにおいて提唱したコンセプトであり、日本が議長国を務める 2023 年の G7 ではその具体化の方向性が打ち出されるとされている「DFFT（Data Free Flow with Trust：信頼性のある自由なデータ流通）」の推進にも資するものであると考える。日 EU の相互認証枠組みのレビューが早期に完了することを期待する。</p> <p>【一般財団法人 国際経済連携推進センター（CFIEC） データの利活用と個人情報保護の在り方タスクフォース】</p>	
12		<p>「EU 又は英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報を加工して得られた仮名加工情報は、法 41 条に基づき取り扱われることとする。」とされていますが、これは個人情報でない仮名加工情報でも、法 41 条に基づいて取り扱う必要があるという趣旨でしょうか。</p> <p>【個人】</p>	御理解のとおりです。
13		<p>「作成された統計結果は集計データであり、特定の個人に関する措置又は決定を裏付けるために利用してはならない」とされているが、統計結果から得られた傾向（例：50 代女性は●●）を踏まえて、仮名加工情報の作成前の個人情報の本人に対する措置の実施の有無を決定すること（例：広告配信をするか否か）も不可という趣旨か。</p> <p>【個人】</p>	本案は、EU 又は英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報を加工して得られた仮名加工情報自体の取扱いについて定めたものです。

14	14-1	<p>(1) 現状の案では、本邦での「仮名加工情報」のスキームの意義を犠牲にして、GDPR の十分性認定に関する点において、より安全側に振った案になっていると認識した。本邦の「仮名加工情報」は、組織内に限り、本人の同意なく使用目的が変更でき、これに適した処理の利活用に有用である。しかし、今回の案では、GDPRの十分性認定のために、実質、EU又は英国域内から入手した個人情報は、「仮名加工情報」としての活用は、(わかりやすさのためだと思われるが、) 必要以上に限られた範囲に狭められてしまっているように思える。本邦での「仮名加工情報」の利用においては、「特定の個人に関する措置又は決定を裏付けるための利用」に使われることは、かなり少ないのではないかと推測する。</p> <p>(2) 「加えて、当該仮名加工情報は統計目的のためにのみ取り扱われることとする。」と記載されている。しかし、個人情報は、「法第 17 条第 1 項により特定した利用目的の達成に必要な範囲」で取り扱うことができる。個人情報の安全管理の一環として仮名加工処理する場合を想定すると、その個人情報の取扱い範囲は含まれるのが合理的に思える。さらに、仮名加工処理したデータを匿名加工処理する場合も許可すべきではないか。</p> <p>(変更案) 加えて、当該仮名加工情報は、法第 17 条第 1 項により特定した利用目的の達成に必要な範囲、匿名加工情報への加工処理又は統計目的のためにのみ取り扱われることとする。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本医療機器産業連合会】</p>	<p>本案は、日 EU 間の相互認証に係る共同レビューにおいて、令和 2 年改正法により導入された仮名加工情報の制度について、これに相当する制度が EU 及び英国に存在しないことが分かり、この相違部分を解消するため策定されたものです。</p> <p>また、法第 41 条第 1 項の仮名加工情報を個人情報の安全管理の一環として、「作成するとき」は、仮名加工情報として取り扱うために、当該仮名加工情報を作成するときのことを指します。したがって、例えば、安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報を削除（又は他の記述等に置き換え）した上で引き続き個人情報として取り扱う場合については、仮名加工情報を「作成するとき」には該当しませんので、本案の適用の対象外です。</p>
----	------	--	--

番号	枝番	寄せられたご意見	ご意見に対する考え方
	14-2	<p>本邦の仮名加工情報は、法第 41 条第 9 項において、「仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第 17 条第 2 項、第 26 条及び第 32 条から第 39 条までの規定は、適用しない。」と規定され、法第 17 条第 2 項の「個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。」と規定されている。仮名加工情報は、再同意なく、利用目的の変更を実施することができることが本邦の法の特徴である。GDPR では、特に「特定の個人に関する措置又は決定を裏付けるための利用」を非常に重要視して規制している。これらを両立できるような規制にすべきではないか。</p> <p>(変更案)</p> <p>EU 又は英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報を加工して得られた仮名加工情報は、法第 41 条に基づき取り扱われることとする。加えて、当該仮名加工情報は、法第 17 条第 1 項により特定した利用目的の達成に必要な範囲、匿名加工情報への加工処理若しくは統計目的のための利用、又は特定の個人に関する措置若しくは決定を裏付けるため以外の利用のためにのみ取り扱われることとする。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本医療機器産業連合会】</p>	<p>個人情報保護法上は、御指摘のとおり仮名加工情報につき利用目的の変更等の一部の規定の緩和や適用除外が定められているところ、本案は、日 EU 間の相互認証に係る共同レビューにおいて、令和 2 年改正法により導入された仮名加工情報の制度について、これに相当する制度が EU 及び英国に存在しないことを踏まえて策定されたものです。</p>

番号	枝番	寄せられたご意見	ご意見に対する考え方
15		<p>「当該仮名加工情報は統計目的のためにのみ取り扱われることとする。この場合、統計目的とは、統計調査のため又はその他の統計結果を作成するためのあらゆる処理を意味し…」との記載の趣旨は、仮名加工情報は、直接統計情報を作成する以外の目的で利用できないということであると理解してよいか。</p> <p>例えば、「仮名加工情報・匿名加工情報 信頼ある個人情報の利活用に向けて？事例編？」では、食品のオンライン通信販売事業を行う事業者が、「オンライン通信販売事業により取得した個人情報を分析し、ある地域において、どのような顧客層（年齢・性別）がどのような商品に関心を有しているかを分析」するために、仮名加工情報作成する事例が紹介されている（1頁）。その中では、仮名加工情報の利用目的として、「お客様の属性（年代・性別・居住地）、商品購入履歴、当社ウェブページの閲覧履歴から、各地域のお客様の興味やニーズの傾向を分析し、実店舗事業の計画を行うため」との利用目的を設定している（9頁）。</p> <p>この利用目的に鑑みれば、当該事例では、仮名加工情報を分析した結果、「各地域のお客様の興味やニーズの傾向」という統計的な情報を得ることが想定されていると考えられる。</p> <p>このように、仮名加工情報を作成して個人単位の分析を行ったうえで、統計的な情報を得る行為は、補完的ルールでいう「統計目的のためにのみ取り扱われることとする」に該当しないと考えよいか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本案における仮名加工情報の統計目的での利用とは、統計調査のため又はその他の統計結果を作成するためのあらゆる処理を意味します。仮名加工情報を作成して個人単位の分析を行い、統計結果を作成する行為については、統計目的のための取扱いに該当します。</p>
16		<p>日本の個人情報「利用法」が EU 及び英国から「充分性認定」を受けたことに驚いています。GDPR のレベルが低下したとしか思えません。</p> <p>日本の個人情報は「保護法」とは呼べない代物です。共同利用というジョーカーを使えば、まったく関係のないグループ会社も私の個人情報を利用してきてしまいます。嫌なら契約するなというのが日本の個人情報「利用法」の実態なのですから。</p> <p>秘密にすべき情報を扱うところには必ず、金で情報を売る人間がいることを肝に</p>	<p>本案は、個人情報の保護に関する法律に係る EU 及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関するものであり、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。</p>

番号	枝番	寄せられたご意見	ご意見に対する考え方
		銘じ、個人情報の利用や特に人に知られたくない情報を匿名加工・仮名加工するようことは国内および国外ともにやめるべきだと思います。 【個人】	

番号	枝番	寄せられたご意見	ご意見に対する考え方
17	17-1	<p>補完的ルール(4)「仮名加工情報」の後段「統計目的のためにのみ取り扱われることとする」以下は、日本法はその求められる要件を充足しているので、加えるべきでない。</p> <p>(理由)</p> <p>新設される補完的ルール(4)の後段が求めていることは、「……加えて、当該仮名加工情報は統計目的のためにのみ取り扱われることとする。この場合、統計目的とは、……を意味し、それにより作成された統計結果は集計データであり、特定の個人に関する措置又は決定を裏付けるために利用してはならない。」というものであるが、日本法は、41条7項で再識別禁止義務(「作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない」との規定)を設けており、このことは、「特定の個人に関する措置又は決定を裏付けるために利用してはならない」ことと等価であるから、補完的ルールで繰り返す必要がないと考える。</p> <p>もっとも、日本法に関する従前の議論では、「本人を識別する」の意味するところが、いわゆる氏名到達説で解釈され、氏名との照合がなければ「本人を識別する」ことにならないとの見解もあり得るところであるから、そのような解釈をとる場合には、EUが求める「特定の個人に関する措置又は決定を裏付けるために利用してはならない」との補完的ルールが必要となる(氏名がない限り「措置又は決定」ができないというわけではないから)のは理解できる。しかし、そのような氏名到達説は誤った解釈であることを、この際、確認すべきである。「特定の個人に関する措置又は決定を裏付けるために利用」することは「本人を識別する」ことに他ならない(本人を識別することなしに「措置又は決定」することはできない)と解釈すべきである。</p> <p>このような「措置又は決定」の概念は、日本法に関する従前の解釈論ではほとんど語られることのなかったものであるが、令和2年改正法による仮名加工情報の導入に際して、「本人への連絡等の禁止」(法41条8項)の規定の中でその概念は反映されており、ガイドライン仮名加工情報・匿名加工情報編2-2-3-5の事例</p>	<p>本案は、日EU間の相互認証に係る共同レビューにおいて、令和2年改正法により導入された仮名加工情報の制度について、これに相当する制度がEU及び英国に存在しないことを踏まえて策定されたものです。</p> <p>また、本案は、EU又は英国域内から十分性認定に基づき移転された個人情報を加工して得られた仮名加工情報について、必要最小限遵守すべき規律を示すものであり、その他の個人情報保護法の解釈に影響を与えるものではありません。</p>

番号	枝番	寄せられたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>2)に「Cookie ID を用いて受信する者を特定した上で、当該受信者に対して固有の内容のインターネット広告を表示する方法」が挙げられているのは、氏名到達説を否定しているのであって、「固有の内容のインターネット広告を表示する」ことは、個人を選別する行為であって、個人に対する「措置又は決定」に当たるものである。</p> <p>このように、日本法の仮名加工情報の規定も「特定の個人に関する措置又は決定を裏付けるために利用してはならない」ことを含意していると解するべきであって、EU側にこのことを理解させるべきである。</p> <p>その上で、補完的ルールは少ないほど適切と考えられることから、補完的ルール(5)の後段「統計目的のためにのみ取り扱われることとする」以下を加えないよう、改めるべきである。また、これを加えることは、日本法の解釈について、「EU及び英国域内から充分性認定により移転を受けた」場合でなければ、仮名加工情報を特定の個人に関する措置又は決定を裏付けるために利用することが適法であるかのように誤解させることになるのであるから、やはり、これを加えないよう、改めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人情報法制研究所】</p>	

番号	枝番	寄せられたご意見	ご意見に対する考え方
	17-2	<p>補完的ルール(4)「仮名加工情報」の後段「統計目的のためにのみ取り扱われることとする」の「統計目的」には、機械学習の学習データとしての入力に用いることも該当するものと理解してよいか。</p> <p>(理由)</p> <p>一般に、機械学習の学習データとしての入力に用いることそれ自体は、入力となる仮名加工情報の元となった個人情報の本人に対して「措置又は決定」を行うことにはならないのであるから、補完的ルール(4)の後段「統計目的のためにのみ取り扱われることとする。この場合、統計目的とは、……を意味し、それにより作成された統計結果は集計データであり、特定の個人に関する措置又は決定を裏付けるために利用してはならない。」が求めていることに反しないはずである。</p> <p>しかし、機械学習の学習処理を「統計目的」と呼ぶことが一般的かと言えば、必ずしもそうではないため、このような補完的ルールを加えることは、仮名加工情報を機械学習の学習データとしての入力に用いることが禁止されると誤解されることになると予想される。したがって、「統計目的のためにのみ取り扱われることとする。この場合、統計目的とは、……を意味し、それにより作成された統計結果は集計データであり、」との文を削除し、「当該仮名加工情報は、特定の個人に関する措置又は決定を裏付けるために利用してはならない。」の文のみ残すようにすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人情報法制研究所】</p>	<p>統計目的での利用とは、統計調査のため又は統計結果を作成するためのあらゆる処理を意味します。例えば、仮名加工情報から、共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計する等して集計データを作成し、それらを利用することは、統計目的での処理に該当します。</p> <p>個別の事案毎の判断となりますが、機械学習により、共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計する等して集計データを作成する場合には、仮名加工情報を当該機械学習の学習用データセットとして用いることも本案における「統計目的」に該当すると考えます。</p>

番号	枝番	寄せられたご意見	ご意見に対する考え方
	17-3	<p>補完的ルール(4)「仮名加工情報」の冒頭「提供を受けた個人情報を加工して得られた仮名加工情報は」との語句は、文言上2つの解釈が可能であり曖昧である。また、続く「法第41条に基づき取り扱われることとする」の趣旨は、法第42条ではなく法第41条が適用されるという意味か。</p> <p>(理由)</p> <p>新設される補完的ルール(4)は、冒頭で「EU又は英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報を加工して得られた仮名加工情報は、……」としているが、この文を、「(EU又は英国域内で)個人情報を加工して得られた仮名加工情報」を(EU又は英国域内から)「提供を受けた」場合と読むべきか、それとも、「(EU又は英国域内から)提供を受けた個人情報を(日本国内で)加工して得られた仮名加工情報は」と読むべきか、判断としない。後者だとすると、日本国内で加工して得られた仮名加工情報に法第41条が適用されるのは元より自明であるので補完的ルールが意味をなさないから、それ以外の趣旨があるはずである。その趣旨が明らかとなるよう文を改めるべきである。</p> <p>また、日本法では、仮名加工情報が個人情報でもある場合には法第41条が適用され、個人情報でない仮名加工情報の場合には法第42条が適用されることになっているので、補完的ルール(4)は、上記のどちらの場合にも法第42条ではなく法第41条を適用するということを意味しているとも考えられる。そうであれば、その趣旨が理解できるような文に改めるべきである。</p> <p>なお、そもそも、日本法において、仮名加工情報が個人情報に該当する場合と該当しない場合とで区別したことは無益であって、どちらにも共通のルールが適用されるよう設計されるべきであったと考える。次の3年毎見直しの際には、このEU法との差異を解消するべきである。</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人情報法制研究所】</p>	<p>本案は、「EU又は英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報」を加工して得られた仮名加工情報が、個人情報でない仮名加工情報である場合であっても、法第42条ではなく、法第41条に基づき取り扱われることを示したものです。</p> <p>なお、EU又は英国域内から情報の提供を受けた場合に、当該事業者において当該情報が「個人情報」に該当するかは、法第2条第1項に従って判断されます。すなわち、当該事業者において、当該情報が、生存する個人に関する情報であって、①当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)、又は、②個人識別符号が含まれるものに該当する場合は、当該情報は「個人情報」に該当します。</p>

番号	枝番	寄せられたご意見	ご意見に対する考え方
	17-4	<p>補完的ルール(5)「匿名加工情報」は、令和 2 年改正法に伴うガイドライン改正で対処されており、不要となったので、削除するべきである</p> <p>(理由)</p> <p>改正前から存在していた補完的ルール(5) (改正前では(4))が求めていることは、「……提供を受けた個人情報については、個人情報取扱事業者が、加工方法等情報(……及び……並びに……加工の方法に関する情報(……))をいう。)を削除することにより、匿名化された個人を再識別することを何人にとっても不可能とした場合に限り、法第 2 条第 6 項に定める匿名加工情報とみなすこととする。」というものであるが、このような補完的ルールが必要となっていたのは、平成 27 年改正法の施行当時では、匿名加工情報を作成した事業者が「加工の方法に関する情報」を削除しないでいても、加工された情報が匿名加工情報の該当要件を満たすものとして解釈されていたため、このことが、EU 法の anonymous information (GDPR 前文 26) の該当要件と相反するものとなっていたからである。</p> <p>そのような解釈は、「個人情報保護委員会事務局レポート 匿名加工情報 パーソナルデータ利活用推進と消費者の信頼性確保の両立に向けて」(2017 年 2 月)の「仮 ID への置き換えについて」の記述(20~21 頁)に現れていた。「加工の方法に関する情報」には、「氏名等を仮 ID に置き換えた場合における氏名と仮 ID の対応表」や「置き換えアルゴリズムと乱数等のパラメータの組み合わせ等」が該当する(ガイドライン通則編 3-2-3-1)ところ、事務局レポートの「仮 ID への置き換えについて」の記述は、これらを削除しないことを前提とした仮 ID の利用方法について説明していた。</p> <p>しかし、令和 2 年改正法に伴うガイドライン通則編の改正(令和 3 年 10 月一部改正)で、「氏名等を仮 ID に置き換えた場合における氏名と仮 ID の対応表は、匿名加工情報と容易に照合することができ、それにより匿名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別することができるものであることから、匿名加工情報の作成後は破棄しなければならない。」(3-2-3-1 注※尚書き)と明記された。これに合わせて事務局レポートも第 2 版(2022 年 3 月)で修正され、「後述の</p>	<p>本案は、EU 又は英国域内から十分に性認定に基づき提供を受けた個人情報を加工して得られた仮名加工情報の取扱いに関するものであり、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。</p>

番号	枝番	寄せられたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>4.3.1 のとおり氏名等を仮 ID に置き換えた場合における氏名と仮 ID の対応表や氏名等の仮 ID への置き換えに用いた乱数等のパラメータは、匿名加工情報の作成後は破棄しなければならないことから、同一人物に係る匿名加工情報を複数回にわたり作成する場合、同じ仮 ID を付与することは基本的に想定されない。」との記載に改められた。これにより、日本法の匿名加工情報と EU 法の anonymous information の相違点は解消されている。</p> <p>したがって、もはや補完的ルール(5)は不要となったはずであり、補完的ルールは少ないほど適切と考えられることから、EU 側に日本のこの対処を伝えるとともに、補完的ルール(5)を削除するべきである。</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人情報法制研究所】</p>	
18		<p>EU 又は英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報を加工して得られた仮名加工情報は、法第 4 1 条に基づき取り扱われることとすることに加え、当該仮名加工情報は統計目的のためにのみ取り扱われることとするこの実質的理由は何か。</p> <p>EU 又は英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報を加工して得られた仮名加工情報は、法第 4 1 条に基づき取り扱われることとすることに加え、当該仮名加工情報は統計目的以外に利用した場合、どのような制裁措置を受けるおそれがあるのか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本案は、日 EU 間の相互認証に係る共同レビューにおいて、令和 2 年改正法により導入された仮名加工情報の制度について、これに相当する制度が EU 及び英国に存在しないことを踏まえて策定されたものです。</p> <p>個人情報取扱事業者が補完的ルールに定める義務を遵守しない場合、個人情報保護委員会は法第 145 条に基づく措置を講ずる権限を有します（補完的ルールの前書き P1 参照）。</p>
19		<p>EU 又は英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報を加工して得られた仮名加工情報は、統計目的のためにのみ取り扱うこととする場合、統計目的以外で利用する必要がある場合は、本人から同意を取得すれば利用できるのか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>EU 又は英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報を加工して得られた仮名加工情報を、統計目的以外のために利用することはできません。</p> <p>EU 又は英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報を統計目的以外のために用いようとする場合、引き続き個人情報として取り扱う必要があります。</p>

番号	枝番	寄せられたご意見	ご意見に対する考え方
20		<p>EU 又は英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報を加工して得られた仮名加工情報は、統計目的のためにのみ取り扱うこととするが、その措置が必要となるのは、EU 又は英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報を取得することを目的とした業務が対象か。EU および英国域内以外からの個人情報の取得が通常想定される業務において、偶然、EU 又は英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報を取得した場合にも、対象となるのか。偶然、EU 又は英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報を取得した場合にも、対象となるのであれば、EU 又は英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報か否かを常に識別し、篩分けしなければならないが、そのような判断基準が明確でない場合にも対象となるのか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>EU 又は英国域内から充分性認定に基づいて提供を受けた個人情報を加工して得られた仮名加工情報であれば、本案の適用対象となります。</p>
21		<p>EU 又は英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報を仮名加工情報とした場合、統計目的でのみ取り扱うことができるとするが、その統計目的の説明である、「統計目的とは、統計調査のため、又は、その他の統計結果を作成するためのあらゆる処理を意味し、それにより作成された統計結果は集計データであり、特定の個人に関する措置又は決定を裏付けるために利用してはならない」との記述は、EU 又は英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報を加工した得た仮名加工情報の利用目的は、「集計データ」の作成に限定されるのか、また、「特定の個人に関する措置又は決定を裏付けるために利用してはならない」とは、「特定の個人」に関してではなく、例えば、特定の国または特定の地域の国民もしくは住民に関する措置または決定を裏付けるための利用であれば認められるということの意味するのか。つまり、特定の国または特定の地域の国民もしくは住民に関する措置または決定を裏付けるための利用であれば、特定の国または特定の地域の国民もしくは住民という範囲内であれば、集計データでなく、個別の明細データの利用は可能か。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>EU 又は英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報を仮名加工情報とした場合、統計目的のための取扱いに限られ、それにより作成された統計結果は集計データとなります。</p>